

受付番号：2020-1-877

課題名：循環器疾患に合併する後天性フォンウィルブランド病の実態解明

1. 研究の対象

2014年10月以降、2017年6月までに「循環器疾患に合併する後天性フォンウィルブランド病の実態解明」に関する研究に参加いただいた方

2. 研究期間

2014年10月(倫理委員会承認後)から **2023年3月**

3. 研究目的:生体内で過度のずり応力が発生する循環器疾患(大動脈弁狭窄症等)では止血因子であるフォンウィルブランド因子(VWF)の分解が亢進し、止血異常となります。本研究では、どのような疾患で、どのような重症度の止血異常が発生し、どのくらいの方が出血を来すのか等の実態を明らかにすることを目的としています。

4. 研究方法:本研究では、参加いただいた種々の循環器疾患の方々より採血させていただき、VWFを含む血栓止血検査を行います。そして、その結果と、これまでの出血の既往や観察期間中の出血性合併症の発症との関係进行评估します。

5. 研究に用いる試料・情報の種類:上述のように、本研究では血液データと出血性疾患発症の関係を評価します。

6. 外部への試料・情報の提供:登録時にもご説明いたしましたように血液の特殊検査は、国立循環器病研究センター分子病態部と奈良医大輸血部と私ども東北大学加齢医学研究所基礎加齢研究分野で行います。また、最近、東北大病院臨床検査部のご協力も得られることとなり、一部の血液検査を担っていただくこととなりました。さらに、シスメックス社との共同研究として東北大病院臨床検査部での測定時の試薬に関しまして無償提供いただけることとなりました。ここにご報告申し上げます。なお、血液サンプルを送付する際には、個人が特定できない形で送付いたします。

7. 研究組織：

東北大学病院では、循環器内科、心臓外科、消化器内科、呼吸器外科、臨床検査部が参加しております。他に札幌医大、京都大学、国立循環器病研究センター、天理よろづ相談所病院、奈良医大、小倉記念病院、九州大学、久留米大学、熊本大学、宮城県立こども病院の参加を得ております。詳細につきましては、研究ホームページをご覧ください。

(<http://www2.idac.tohoku.ac.jp/avec/>)

8. お問い合わせ先：本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としますので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

堀内 久徳（研究責任者・研究代表者）：

東北大学加齢医学研究所 基礎加齢研究分野

〒980-8575 仙台市青葉区星陵町 4-1

Tel&Fax:(022)717-8463

e-mail: hisanori.horiuchi.e8@tohoku.ac.jp

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先：

「8. お問い合わせ先」

なお、以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

＜人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)＞

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用

停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口へ提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

＜人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)＞

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合